

個人信用情報に関する検討を行う上で必要となる論点

個人信用情報保護・利用の在り方に関する論点・意見の中間的な整理 (平成 11 年 7 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会報告書 (平成 10 年 6 月)
<p>(個人信用情報の範囲について) 以下の通り意見が分かれた。</p> <p>① 信用情報機関への登録情報等に限定すべき。 →与信判断に利用する情報の範囲は個社により様々であり、個人情報一般と個人信用情報との判別は事実上困難。登録情報以外は当面自主ルールによって保護すべき。</p> <p>② 与信判断に利用する情報以外も対象とすべき。 →消費者のプライバシーに配慮し、できるだけ広く保護・規制の対象とすべき。</p> <p>③ まず規制対象となる事業者を規定。 →個人信用情報保護の義務主体となる事業者の範囲を定め、その事業者がもつすべての顧客情報を保護・規制の対象とすべき。</p>	<p>(個人信用情報の保護・利用の必要性)</p> <p>○ 情報の流通を前提に「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」というプライバシー権の考え方を基本に必要な措置を考えていく必要がある。守秘義務による保護だけでは不十分であり、同意権やアクセス権等を含めた幅広い措置を考えていくことが必要。</p> <p>○ 個人信用情報は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 与信時に半ば強制的に提供を求められる ② 個人生活に係わる詳細かつセンシティブな情報が中心 ③ 信用情報機関(業として、加盟している与信業者から個人信用情報を収集し、加盟業者のために利用又は提供を行うもの)への登録情報は与信業者のみ利用可能、かつ与信業者間で共有されることが多い ④ 経済的価値が大きく、不正入手・目的外利用の事件発生といったことから、誤情報や漏洩等が生じた場合の情報主体への影響は大きく、他の個人情報に比べ保護の必要性が高い。 <p>○ 他方、信用情報機関を通じた情報の共有システムは、適正与信の実施のためには不可欠な社会的インフラであり、保護の強化を図るあまり、個人信用情報の適正な利用が妨げられてしまうことにならないよう留意すべき。</p> <p>(個人信用情報の範囲)</p> <p>○ 「与信との関連で収集・保有・利用される情報で返済能力・支払能力を判断するための情報」と考えられ、具体的には、与信との関連で本人識別情報(氏名、年令、住所、生年月日等)とともに収集される、</p> <ol style="list-style-type: none"> ア)個人の経済状況に関する情報で信用判断に直結するもの(資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況等重要な取引情報、他) イ)間接的に個人の経済状況を推認させる情報(勤務先、家族構成、住居状況等) ウ)当該与信契約自体に係る情報(与信額、取引口座名、当該債務の返済状況等)が含まれる。 <p>○ 与信情報以外の情報(購入商品に関する情報、資金使途に関する情報、預金に関する情報及び顧客資産の情報等与信以外の業務に係る情報並びに電子商取引に係る決済に関する情報等)をどう扱うかが問題となる。</p>

<p align="center">個人情報保護・利用の在り方に関する論点・意見の中間的な整理 (平成 11 年 7 月)</p>	<p align="center">個人情報保護・利用の在り方に関する懇談会報告書 (平成 10 年 6 月)</p>
<p>(行為規制の対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行為規制の対象者として具体的な業態名を挙げるまで議論が及んでいないが、業務として個人信用情報を組織的に取り扱うものすべてとすべきであり、電算処理等の業務委託先についても含めるべきである。 <p>(今後の検討課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法的措置の対象とするのが適当な個人信用情報の範囲と自主ルールの対象とするのが適当な範囲の整理 ○ 誤情報を訂正する権利等情報主体の権利 ○ 情報漏洩等の早期発見のための施策 ○ 民事訴訟手続による救済の在り方 ○ 行政機関の監督の在り方 ○ 信用情報機関への加盟与信業者による個人信用情報の登録・照会の在り方 ○ 信用情報機関の定義や在り方 等 	<p>(行為規制の対象者の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務として個人信用情報を組織的に取り扱うものを一般的に取り込むべき(大勢意見)。具体例としては、以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①信用情報機関 ②業として与信を行う与信業者(銀行・保険会社等の金融機関、貸金業者、クレジットカード業者、割賦販売業者等) ③上記に係わる与信業者に準ずるものとしての保証会社、債権回収代行組合等 上記に挙げた機関、業者から情報提供を受けるもの(業務委託先、その他債権譲渡先、グループ企業等)、信用情報機関に情報提供を行うもの(不払い情報を提供する電話会社、通信販売業者等)に対しても一定の行為規制が必要。